

平成24年度事業計画

平成25年4月1日に一般社団法人へ移行することを目標として移行認可申請書を提出すると共に、新法人の発足準備として代議員の選出を行い、新法人の円滑なスタートを目指す。

昨年大学に設置された「卒業生連携室」との密接な連携を図り、財政基盤の充実、大学・学生支援策の強化、広報戦略、卒業生名簿の整備等に着手する。

1. 組織改革に向けた活動

(1) 公益法人制度改革への対応

第46回通常総会で一般社団法人の定款案、諸規則、公益目的支出計画の承認を受け、一般社団法人への移行認可申請を行うと共に、代議員選挙を実施

(2) 財政基盤の充実

卒業生連携室のもとで実施された新入学生の入会率向上策の成果を検証し、さらなる改善策の有無や既卒業生の入会率改善策について検討

2. 大学支援事業

(1) 教育研究支援

名古屋工業大学における教育研究活動に対する支援

ア 教育に対する支援

第二部教職科目(職業指導)への実務型教員(非常勤講師)の派遣を継続すると共に、第一部の授業への拡大についても検討

イ 教員に対する研究助成

ウ 各種事業への支援

テクノフェア及びものづくりテクノセンターの支援

エ 国際交流支援

オ 諸行事の機会を通じた名古屋工業大学基金への寄付に対する協力依頼

カ 名古屋工業大学定年退職教職員への感謝状と記念品贈呈

(2) 学生支援

名古屋工業大学の学生に対する支援

ア 奨学金給付

イ 海外留学支援

ウ 優秀な卒業生に「名古屋工業会賞」の贈呈

エ 留学生後援会の援助

オ 課外活動奨励金の給付

カ 「工大祭」の支援

キ 就職支援

就職活動対象学生に対し、就職ガイダンスの一環としてOBによるセミナーの開催及び卒業生と学生との懇談会による就職支援

ク 在学生を対象としたOBの企業トップによる講演会の開催

ケ 在学生及び保護者に対する大学の各種情報の提供の支援

(3) その他の支援

ア 上記のほかに、名古屋工業大学が行う各種の事業及び学生活動に対する支援

3. 名古屋工業会の更なる充実のための事業

(1) 会員増強活動

イ 在学生の未入会者に対する入会勧誘及び卒業時における学生会員から終身会員または正会員への変更の推進

ロ 卒業生の未入会者を対象とした各種会合を通じての入会勧誘

ハ 各支部行事の機会における支部単位での積極的な入会勧誘

ニ 単科会が主催する卒業生と学生の懇談会における未加入者の入会勧誘

ホ 単科会会員のうち、名古屋工業会未加入者に対する積極的な入会勧誘

(2) 活性化活動

① 会員交流および広報活動

イ 会誌「ごきそ」を隔月に刊行し、会員に対する大学情報の提供と会員間交流情報の媒体として、より魅力ある会誌の刊行

ロ ホームページの内容を充実し、利便性を高める。さらにホームページを補完するため、各支部・単科会のホームページとのリンクを図ると共に、メールマガジンを適時配信

ハ 人材データベースの構築のため、会員名簿の整備について検討

② 支部活動

イ 会員の人的ネットワーク形成のため、各支部の事業充実を図り、会員のコミュニケーションの活性化を図る

③ 単科会との連携

イ 工業会と単科会との連携等について検討するため、単科会との懇談会を実施

ロ 単科会が主催する卒業生と学生との懇談会を共催

ハ 卒業生名簿の共有化について検討

④ 講演会の開催

イ 通常総会後に特別学術講演会を開催

⑤ 記念品の贈呈

イ 平成23年度の叙位叙勲者および国家褒章受賞者に記念品贈呈

ロ 卒業満70、60、50周年に該当する会員に記念品贈呈

4. その他の事業

(1) 付随的な事業として、オフィス及び駐車場の賃貸

以 上

平成24年度収支予算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日)

1. 収入の部

[単位:千円]

勘定科目	H24年度予算(A)	H23年度決算(B)	増減(A-B)
1) 事業収入等	7,144	7,107	37
(1) 財産利子収入	2,500	2,432	68
(2) 会誌広告収入	550	550	0
(3) オフィス賃貸収入	3,050	3,056	△ 6
(4) 駐車場賃貸収入	1,044	1,044	0
(5) 寄附金収入	0	25	△ 25
2) 入会金、会費収入	71,272	36,712	34,560
(1) 入会金収入	200	177	23
(2) 年度会費収入	7,500	6,520	980
(3) 終身会費収入	63,402	29,845	33,557
(4) 賛助会費収入	170	170	0
3) 雑収入	70	70	0
4) 積立預金取崩収入	15,367	17,310	△ 1,943
(1) 調査研究助成積立預金取崩収入	9,867	14,791	△ 4,924
(2) 育英奨学積立預金取崩収入	1,500	1,500	0
(3) 減価償却積立預金取崩収入	4,000	1,019	2,981
収入の部合計	93,853	61,199	32,654

※ 平成24年度借入限度額及び債務負担額について該当事項はありません。

注1 新入生の入会率増加に伴う増

2. 支出の部

[単位:千円]

勘定科目	H24年度予算(A)	H23年度決算(B)	増減(A-B)
1) 事業費	78,812	49,973	28,839
(1) 大学支援事業	45,467	16,638	28,829
ア 教育研究支援	10,133	8,288	1,845
イ 学生支援	35,334	8,350	26,984
(2) 工業会の充実のための事業	29,616	29,710	△ 94
ア 会員増強活動	2,178	1,921	257
イ 広報活動	15,732	14,896	836
ウ 支部活動	10,266	11,826	△ 1,560
エ 講演会	125	128	△ 3
オ 会員慶弔	1,315	939	376
(3) 収益事業	3,729	3,625	104
ア 駐車場賃貸	447	436	11
イ オフィス賃貸	3,282	3,189	93
2) 管理費	10,941	10,118	823
(1) 制度改革調査等経費	1,000	577	423
(2) 総会経費	2,500	2,493	7
(3) 管理諸経費	7,441	7,048	393
3) 固定資産取得支出	4,000	1,019	2,981
4) 積立預金繰入支出	100	89	11
(1) 入会積立預金繰入支出	100	89	11
支出の部合計	93,853	61,199	32,654

注1 新入生の入会率増加に伴う大学支援の大幅増加

注2 工業会館の老朽化に伴う建物修繕費

平成24年度 役員名簿

理事(25)

篠田 陽史 M33	○ 春日 敏宏 Y56
阿部 完二 D41	木越 正司 C44
二村 幸夫 K39	北村 正 Es48
西野 洋一 K53	樋口 真弘 W61
服部 桂 M41	道家 清正 Y30
森川 民雄 W45	緑 静男 D42
生嶋 一丈 K39	三井 富雄 A39
葛島 隆二 C49	川村 信之 E53
○ 平手 孝士 Es42	○ 日沖 昭 Y40
坂井 利充 C42	藤原 康宏 E36
三木 敏裕 E48	近藤 隆彦 B52
○ 山中 茂樹 A34	玉田 欽也 W32
楠田 修三 A50	

監事(2)

清水 益文 F44	○ 安藤 正晴 B43
-----------	-------------

参事(20)

	学内	学外
C	藤田 素弘 C60	安藤 裕康 C48
A	麓 和善 A54	水谷 友彦 A42
M	中村 隆 M50	大西 一 M49
E	○ 曾我 哲夫 E57	安藤 幹人 E57
W	○ 山本 勝宏 W⑥	泉地 正章 W44
D	森 秀樹 D52	伊藤 豪 D41
Y	本多 沢雄 ZY⑥	○ 牛田 邦裕 Y51
K	小坂井孝生 K49	○ 江崎 正啓 K47
F	種村 眞幸 F56	○ 大鹿 秀正 F47
B	仁科 健 B50	○ 植村 康一 B49

支部長(22)

北海道	三田村好矩 F41
東北	○ 斎藤 文伸 A51
東京	○ 阿部 完二 D41
甲信越	茅野 正澄 K55
静岡	山之上 誠 C49
三河	近藤 隆彦 B52
名古屋	○ 春日 敏宏 Y56
尾張	玉田 欽也 W32
岐阜	山中茂樹 A34
北陸	山岸憲一郎 K33
三重	松林 万行 D48
大阪	木越 正司 C44
兵庫	楠田 修三 A50
岡山	宮崎 勝秀 A45
広島	菱川 躬行 E34
山口	○ 岸田 潤三 C58
山陰	糸賀 輝穂 C51
香川	細谷 芳照 C53
徳島	後藤田啓造 M38
愛媛	○ 千羽 茂雄 C43
高知	山崎 健司 A54
九州	喜多村治雄 M40

評議員

北海道(1)	田上 利明 C47	
東北(3)	○ 栗村 滋雄 C29	島本 英明 C48
	○ 佐竹 毅彦 Y57	
東京(16)	○ 檀尾 恒次 C48	松田 和繁 C55
	○ 石田 交広 A63	北野 良幸 M46
	○ 小野 尚純 M45	加藤 勝英 E39
	○ 戸澤 宏一 M55	○ 井上 憲二 E44
	岡本 利郎 D44	○ 松居 和治 D51
	倉島 俊二 W38	○ 清 建太郎 Y42
	須賀 久明 K43	○ 寺倉 学 F51
	阪井 真人 K46	濱野 勝弘 B42

甲信越(3)	三浦 市郎 C56	塚平 正廣 ㊟23
--------	-----------	-----------

静岡(2)	樋口 順 C48	榊原 学 F48
三河(6)	藤井義磨郎 Es49	吉木 満 W56
	中島 和彦 Y58	佐藤 章雄 F52

○ 宇野富士夫 D③	○ 岡本 幹浩 M60
○ 沼沢成男 M59	兼岩 孝 C54

名古屋(28)	川崎 昭弘 C52	内藤 克己 A43
	脇本 英夫 C57	辻 俊博 M46
	荒金 謙一 A45	伊藤 克彦 M57
	富田 庸公 M①	菊間 信良 Es57
	○ 森田 良文 E62	岩波 保則 E51
	杉本 昌稔 E50	長谷川隆男 W38
	重野 拓郎 E62	大橋 聖一 D45
	杉本 英樹 W⑥	○ 加藤 隆史 Y56
	村瀬 由明 D53	江崎 正啓 K47
	多賀 茂 Y62	守田 賢一 F47
	林 昭二 K46	小澤 幸男 B43
	市川 洋 F56	松尾 啓志 J58
	鷲見 克典 B63	小鹿 良雄 ㊟23
	石橋 豊 J56	立石 吉行 M44
	中村 啓之 A41	
	服部 重夫 Y43	

○ 関尾 光正 D41	龜山義比古 A43
○ 糸見 義雄 E51	

馬場 清和 M44	森 悦次 K46
吉岡 正盛 B58	

和田 一人 D57	永田 朝光 E47
北川 貴志 C50	

坂尾 健司 F55	末利 鎮意 D41
○ 藤川 昭信 M45	片岡 宏治 Y40
布施順之助 B42	玉水 新吾 A51
原尾 則行 E47	西川 宣昭 W40
山本 泰三 M39	奥村 茂樹 W48
田中 耕嗣 G52	小西日出幸 C55
前田多津夫 A38	香取 英明 F58

○ 井田 登 FM②	中村 浩已 A54
虫明 正博 K59	

菱川 躬行 E34	
○ 岸田 潤三 C58	森下 博 C56

土肥 美実 C57	
浅野 啓三 F60	

○ 福井 一博 A46	
○ 浜田 裕介 D④	

山内 健 C53	
今村 賢三 A38	喜多村治雄 M40
安達 高春 A46	

相談役(4)	金原 淑郎 M25	藤原 俊朗 K31
	市川日出男 D32	牛込 進 Y33

参与(14)	日比 貞雄 W35	早原 悦朗 E37
	佐藤 太英 E32	大橋 照男 K36
	宇佐美貞夫 F40	秋山 敏郎 C33
	北村 健治 B40	石川 金治 C33
	横田 章宏 D33	小田征一郎 E36
	河辺 彰 K40	加藤 作次 C40
	○ 張田 吉昭 M43	○ 伊藤 要蔵 B42

顧問(4)	河本 毅一 C32	戸茱 吉孝 F39
	飯田 秀郎 W33	星野 三郎 M35

○ :新役員

一般社団法人名古屋工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人名古屋工業会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、国立大学法人名古屋工業大学（以下「名工大」という。）における教育研究の支援を行なうとともに会員相互の連絡啓発を行い、学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一 名工大の教育研究活動の助成
- 二 名工大の学生に対する支援
- 三 研究会及び講演会等の開催
- 四 会誌及び学術図書の刊行
- 五 会員名簿の管理
- 六 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(構成員)

第6条 この法人の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員 元名古屋高等工業学校(附設高等夜間部を含む。)、元名古屋工業専門学校、名古屋工業大学(元併設短期大学部、工業教員養成所、臨時教員養成所を含む。)、元愛知県立工業専門学校の者(中途退学者を含む。)及び第3号、第4号に該当する者で、別に定める会費を納めた者
- 二 学生会員 名工大に在学する学生で、別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納めた者
- 三 特別会員 第1号に定める学校の教職員であった者及び現に教職員である者
- 四 名誉会員 第1号に定める学校の校長又は学長であった者及び名工大の学長である者
- 五 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は企業で、会費等を納めた者
- 六 会友 この法人の事業に賛同する団体

2 この法人の社員は、支部ごとに概ね正会員150人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。代議員の数は別に定める。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は、理事会において別に定める

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合(訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意が無ければ、免除することができない。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会するとき及び毎年総会が別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の決議により除名することができる。この場合において、その会員に対し、当該総会の日から一週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- 一 この法人の定款又は規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 四 その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 理事長は、前項により除名するときは、除名した会員にその旨を通知する。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 会費を3年を超えて滞納したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき又は会員である団体が解散したとき
- 四 総代議員の同意があったとき

(除名に伴う権利義務)

第12条 会員が、第10条の規定により除名されたときは、この法人に対する権利義務を免れる。

第4章 総会

(種類)

第13条 この法人の総会は、すべての代議員で構成し、定期総会と臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(議決権)

第14条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

一 理事及び監事の選任又は解任

二 常勤役員の報酬の額

三 定款の変更

四 事業計画及び予算

五 事業報告及び決算

六 会員の除名

七 長期借入金並びに重要な財産の取得及び処分

八 解散及び残余財産の処分

九 理事会において、総会に付議した事項

十 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定期総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

一 理事が必要と認め、理事会で招集の決議をしたとき

二 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 定期総会及び第16条第2項第1号の臨時総会の議長は理事長とし、第16条第2項第2号の臨時総会の議長は、出席代議員の互選による。

(定足数)

第19条 総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、あらかじめ書面をもって表決又は他の代議員に表決の代理を委任した者は、出席したものとみなす。

(決議)

第20条 総会の議事決議は、この定款に規定するものを除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関かわらず次の議決は、出席した社員の3分の2以上をもって決する。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するときは、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した代議員2名が記名押印の上、これを保存する。

第5章 役員等

(種類及び人数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、4名を副理事長、1名を常務理事とし、理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。

3 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事の職務及び権限は、法人法第99条から第104条の定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(その他の機関)

第29条 この法人に、必要に応じて任意の機関を置くことができる。

2 任意の機関に関する事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。

一 総会の日時、場所及び目的である事項の決定

二 規則の制定、改廃に関する事項

三 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

四 理事の職務執行の監督

五 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職

(開催)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき。

- 二 理事から、会議の目的を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- 三 法人法第101条第2項の規定により、監事が召集の請求をしたとき。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の議決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印する。なお、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の種類)

第37条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- 一 財産目録に記載の財産
- 二 入会金及び会費
- 三 事業収入
- 四 資産から生じる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(財産の管理運用)

第38条 この法人の財産の管理運用は理事長が行なうものとし、その方法は理事会の決議による。

- 2 財産の運用方法は、理事会において別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第39条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を経て定期総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の取得又は処分)

第41条 この法人が、資金の借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する場合を除き、総会で3分の2以上の決議を経なければならない。重要な財産の取得又は処分する場合も同じとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則)

第43条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣

行に従うものとする。

- 2 会計に関する規程は理事会が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会において3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余財産の帰属)

第46条 この法人の剰余金又は解散による剰余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第47条 理事長は、この法人の事業を推進するために必要があると認めたときは、委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。

- 3 職員は、理事長が任命する。

- 4 事務局に関し必要な事項は、別に定める

第10章 公告、情報公開及び個人情報の保護

(公告)

第49条 理事長は、定期総会で議決された書類を、直ちに公告するものとする。

- 2 当法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、積極的に情報公開するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 補則

(その他)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（理事長）は篠田陽史、業務執行理事（副理事長）は北村正、春日敏宏、阿部完二及び木越正司、（常務理事）は二枚幸夫とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定に関かわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人名古屋工業会 代議員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第6条の規定に基づき、代議員の数及び選挙方法等に関する事項を定める。

(代議員の数)

第2条 代議員の数は別紙のとおりとし、正会員の数により2年ごとに見直すものとする。

(選挙の方法)

第3条 代議員選挙の方法は、次条に定める代議員候補者の中から、行方不明者及び3年を超える会費滞納者を除く正会員による選挙で選出する。

(代議員候補者)

第4条 代議員候補者は、正会員のうち、本会の行なう事業に推進的役割を持ち、次の基準を満たすものから、本人の同意を得て支部長が選出する。

- 一 支部長及び支部役員
- 二 本部役員の経験者
- 三 その他支部長が推薦する者

2 前項に定める者のほか、代議員候補者は、前条に定める正会員で10名以上の正会員の推薦書を添えて立候補することができる。

(選挙の時期)

第5条 代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の属する2月末までに実施し、選挙結果は公表する。

(事務)

第6条 代議員選挙にかかる事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、代議員に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附則 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する

(別紙)

支部	正会員数	代議員数
北海道	14	1
東北	27	1
東京	929	7
甲信越	91	2
静岡	226	2
三河	1540	11
名古屋	3333	23
尾張	823	6
岐阜	865	7
北陸	168	2
三重	451	4

支部	正会員数	代議員数
大阪	651	5
兵庫	194	2
岡山	84	2
広島	47	1
山口	29	1
山陰	31	1
香川	68	1
徳島	24	1
愛媛	27	1
高知	10	1
九州	98	2